第2回「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の 改訂に係る検討会

議事概要

開催日時:平成29年10月30日(月)13:30~15:55

開催場所:経産省別館 108会議室(東京都千代田区霞が関1-3-1)

出席者:別添のとおり ●委員からの意見

議 事:

○今後のスケジュールについて

事務局より、渡り鳥シーズンが始まっていることもあり、11月のなるべく早い段階に最終化・公表したいとの方針について説明した。委員より特に異論は出されなかった。

○「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の改訂について

第1回検討会、地方自治体及び地方環境事務所からの意見照会とその対応方針に関する事務局の説明 (資料2-1)を踏まえ、具体的な改訂案(資料2-2)についての議論が行われた(検討事項横の頁番号及 び行番号は資料2-2における対応箇所)。

その際、本検討会における指摘を受けた対応と改訂対応指針の最終化プロセス (座長による事務局修 正案の全体の確認に加え、必要に応じて関係する検討委員による個別の確認を得ることで内容を確定さ せること、確定版は後日事務局を通じて検討委員に報告すること) について、委員の了承を得た。

また、検討委員より、野鳥が飛来する公園等における対応上の参考にもなるとして、改訂指針の公表にあたり積極的な PR をお願いしたい旨の発言があった。

1. 主体としての「動物園等」の表記変更

「動物園等」から「展示施設」への表記の変更にともなって「休園」の表現を「一般公開の中止」に 改めた事務局提案について、委員より以下等の意見が出された。これを受けて事務局より「ウイルスの 封じ込めのため、一時的な閉鎖も検討する」という表現に改めることを提案し、了承された。

- ●一般の来訪者を除く工事関係者等であれば立入を認める形に閉鎖性が緩和された様な印象を受ける。 ウイルスの封じ込め、確実な消毒のための措置であり、「一時閉鎖」等の表現を用いた方が良い。
- ●様々な管理形態がある中で問題が生じないように、ケース・バイ・ケースで判断できる余地は残して おいた方が良い。
- ●対策を講じても続発する場合についての記述であり、厳し目の表現が良い。

2. 動物園等で飼育されている家きんの扱い

動物園の家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の扱いに関する検討委員の質問に対して農水省より、農水省(国)が現地と状況を共有しつつケース・バイ・ケースの対応を行うため機械的な殺処分が行われることはないこと、について説明した。

3. 野外で給餌を受けている鳥が感染した場合の扱い

野外で給餌を受けている鳥が飼養鳥にあたるかの判断基準について、事務局より、①動物愛護管理法を踏まえ、所有または占有されている鳥が飼養鳥にあたると考えられること、②所有または占有にあたるかについては具体的な事案に基づく個別の判断が必要になること、から指針の中で一律に示すことは差し控える旨の説明があった。これに対し、検討委員から特段の指摘・発言はなかった。

4. 動物園主管課の役割

事務局より、動物園を主管する課が動物愛護管理主管課に代わって個人飼養者への対応も行うと誤解されることがないように、「必要に応じて」との文言を追加することで読み替えの判断を個別に行えることを更に明確にしたことを説明した。これに対し、検討委員から特段の指摘・発言はなかった。

5. 平常時における(家畜衛生部局等との)情報共有

情報共有における環境省の関与の有無に関する検討委員の質問に対し、事務局より、環境省は本対応 指針を通して自治体内での連携・共有をお願いする立場にある旨説明した。

6. 学校で飼養されている鳥類

事務局より、意見照会における指摘を受け、「その他の多数の鳥類を飼養している施設」に学校を含めることとし、関連記述を移動させたことを説明した。これに対し、農水省より、「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて(平成16年2月20日)」、関係省庁で持ち帰って関連部分の記載維持の要否を検討したいとの発言があり、了承された。

7. 簡易検査実施体制の平時からの整備

具体的な対応に係る検討委員からの質問に対し、事務局より、獣医師不在の施設でも必要な技術的な 対応と診断ができる体制をかかりつけの獣医師等との間で平時から構築しておくように促す記述である 旨の説明をし、了承を得た。

8. 未発生時のシーズン中の傷病鳥獣に対する簡易検査

事務局より、通常時に傷病野鳥を受け入れる際でも、必要に応じて簡易検査の実施を検討できるようにするための記述を追記したことを説明した。これに対し、検討委員から特段の指摘・発言はなかった。

9. 国内発生時の傷病鳥獣の受け入れ

事務局より、国内発生時における受け入れの原則中止は維持した上で、種の保存法に基づく希少種が 救護された場合には地方環境事務所に相談すること、やむを得ず受け入れる場合には隔離を確保して簡 易検査等を実施するとの内容に但し書きを修正したことを説明したところ、特に意見・発言はなかった。

検討委員よりは別途、受け入れた傷病鳥獣のその後の症状に関する報告は、動物愛護管理主管課に対してではなく傷病鳥獣救護に係る依頼等を行う鳥獣行政担当部局に対して行うべきではないかとの指摘

があったことから、適切な記述ぶりについて検討することとなった。

また、別の検討委員より、「希少種であるなどの理由から治療を試みる場合」との記述は愛護の観点も含めて幅広に解釈して良いかとの確認があったところ、事務局より、県の鳥や指定種なども包含する幅広の表現であると説明した。

10. 国内発生時における餌としての家きんの利用

事務局より、意見照会における指摘を受け、餌からの感染リスクは感染している「生きた家きん」の 使用時のみに限定されないことを明確にするため、「家きん等」との表現に改めたことを説明した。これ に対し、検討委員から特段の指摘・発言はなかった。

11. 動物愛護管理法の終生飼養の精神との関係の整理

事務局より、「動物愛護管理法第7条第2項及び第40条を踏まえ」高病原性鳥インフルエンザ対応に おいては殺処分を原則とせざるを得ないことをわかるように修正したことを説明した。これに対して検 討委員より以下の意見が出されたため、事務局が文言を検討することとなった。

- ●感染鳥を原則殺処分とすることについて、改訂案中で示されている条文からその趣旨を読み取るのには無理がある。条文自体は正しい知識をもって治療を尽くすべきと理解するべきではないか。殺処分を原則とするための科学的根拠を説明すべき。
- ●感染鳥の扱い(原則安楽殺)を、感染疑いの鳥及び同居鳥の扱い(原則隔離、無理な場合は安楽殺) にまとめてはどうか。
- ●対応指針の冒頭における高病原性鳥インフルエンザに関する説明を踏まえた文脈で解釈する必要があり、当該文章だけを見て考えるべきではない。
- ●改訂案では殺処分を原則とした後に例外規定が続いており、各園で治療か安楽殺かを判断できる余地が担保されているため、全体としてあまり問題ないのではないか。
- ●感染拡大防止のために、という修飾句をつけることで解決できないか。

12. 表記の統一

指針中で用いられていた「公衆衛生部局」、「保健衛生部局」、「保健所」の表記を「公衆衛生部局」に 統一したことについて、検討委員から特段の指摘・発言はなかった。

13. その他確認事項等

(1) 希少種等の治療を試みる場合の完全隔離飼養の体制及び治療計画の事前整備 (p.6 34-37 行)

農水省よりこの部分は治療対象種を予め決めておくように指導する意味かとの確認があったところ、 検討委員よりは以下の観点などから完全な事前整備は困難であることについて説明があった。事務局 よりは、上記説明も踏まえた上で、可能なものは予め決めておくという趣旨で現行案どおり「事前」 という語句を残すことを提案し、了承された。

●絶滅危惧種であっても野生由来個体と飼育繁殖個体では扱いが違うなど、治療対象とする希少種を (種として)事前にすべて決めることは困難。「事前」という言葉を削除してはどうか。 ●希少性からは優先度が低い種でも、隔離できれば延命もありうるというケース等も想定されること から、事前の完全な整備は不可能である。

(2)参考資料リスト(資料2-3)

検討委員の指摘を踏まえ、リストに掲載する海外のサイトについては、その大まかな掲載内容について説明する 2、3 行の文章を日本語でつけることとなった。

○海外事例等について

資料 3、参考資料 4~参考資料 6-3 に基づき、海外の動物園における高病原性鳥インフルエンザの発生・対応事例や外国政府によるガイドライン等に関して収集した情報について、事務局から報告した。

以上

第2回「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の 改訂に係る検討会

出席者名簿

(敬称略)

<検討委員>(五十音順。◎印は座長)

金井 裕 (公財) 日本野鳥の会 参与

小松 守 秋田市大森山動物園 園長

◎迫田 義博 北海道大学大学院獣医学研究院微生物学教室 教授

茶谷 公一 名古屋市東山動物園 副園長

成島 悦雄 (公社) 日本動物園水族館協会 専務理事

橋本 渉 仙台市八木山動物公園 飼育展示課長

米田 久美子 (一財) 自然環境研究センター 研究主幹

<オブザーバー>

永田 知史 農林水産省 消費·安全局 動物衛生課 家畜衛生専門官

大塚 和子 厚生労働省健康局 結核感染症課 課長補佐

<環境省>

則久 雅司 総務課 動物愛語管理室 室長

徳田 裕之 総務課 動物愛語管理室 室長補佐

雨宮 俊 総務課 動物愛語管理室 主査

岩野 公美 野生生物課 鳥獣保護管理室 感染症対策係長

奥田 青州 野生生物課 希少種保全推進室 室長補佐